全 員 協 議 会 資 料 平成30年(2018)11月2日 教育委員会教育部学校給食課

学校給食における異物混入について

斐川学校給食センターが提供した学校給食の中に、異物が混入していました。 本件事案については、発生時に議員の皆様にすでに報告させていただいておりますが、改めて事故後の対応等を含め下記のとおり報告し、お詫びいたします。

記

1. 発生日時・場所

- ① 平成30年10月4日(木)の給食時(13時頃)
- ② 荘原小学校(6年2組)

2. 発生時の状況

同クラス教室で、児童がパンを喫食中に違和感があり、吐き出したところ、針金状の金属(長さ約2 cm、直径0.2 mm)が混入していた。

すぐさま児童から担任教諭へ報告。その後、担任から教頭に連絡し、教 頭から斐川学校給食センターに連絡があった。(13時10分)

3. 事故発生後の対応

直ちに同センター職員が回収に出向き、当該異物を確認した。また、同 児童にケガ等健康被害はなく、同クラス、同校の他の児童に配食したパン に、異常のないことを確認した。

斐川学校給食センターは、13時12分から20分にかけて、荘原小学校にパンを納めた(有)川上開栄堂商店(出雲市平田町)が、当日配送した全小中学校と幼稚園(小学校2校、中学校2校、幼稚園2園、コスモス教室)に連絡したが、すべて給食は終了しており、その際異常がなかったことを確認した。

事故発生後、当該パン納入事業者への聞き取り調査と、製パン工場への立入調査を実施し、安全衛生面における改善を要する項目について文書で通知を行った。

しかしながら、学校給食の提供について安全性が担保出来ないと判断し、 当該事業者の学校給食パンについて、翌10月5日から11日までの7日間の供給を取り止めとした。

4. 給食パン製造の再開について

事故発生日の翌朝を皮切りに、3度の製パン工場立入調査を行った。

結果、混入異物の原因の特定には至らなかったが、最終調査の10月 11日の段階で、事前に文書で改善指示をした項目の改善がなされており、 安全衛生を確認した。よって、翌12日からの学校給食パンの製造再開を 承認した。

5. 再発防止策

日頃から、調理器具及び厨房設備の調理前中後の点検・確認、食材の目 視確認及び食材納入事業者への異物混入防止の徹底指導について、取り組 んでいる。

今回の異物混入事案について重く受け止め、出雲市内の給食センターに 登録している全ての納入事業者に対して、既に文書で注意喚起を行った。

また、当該パン事業者の工場へは、今後、抜き打ちで立入調査を行い、 安心・安全な学校給食の提供が出来るようにして行く考えである。

今回の事案を受けて、この取組を改めて徹底し、安全・安心な学校給食の提供に努める。